水道施設設計業務委託共通仕様書(令和5年6月1日) 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
	水道施設設計業務委託 共通仕様書 制定年月日　平成26年 1月15日 適用年月日　平成26年 4月 1日 改定年月日　令和５年６月１日 いわき市水道局	水道施設設計業務委託 共通仕様書 制定年月日　平成26年 1月15日 適用年月日　平成26年 4月 1日 改定年月日　令和４年４月１日 いわき市水道局

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
共通仕様書	1－10 配管設計業務に携わる技術者 受注者は、配管設計業務に携わる技術者として、日本水道協会の配管設計講習会修了者、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）を、業務計画書に履歴書及び写真を添付し監督員に提出するものとする。 1－29 再委託 5. (3)(2)は起案書により決裁を受けることとする。 決裁区分は、いわき市水道局職務権限規程第21条、別表2共通先決事項、2財務事項、(4)工事請負等関係、1工事請負、(6)請負契約(変更契約を含む)の締結に定める金額に準じる。 1－32 個人情報の取扱い 10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。	1－10 配管設計業務に携わる技術者 受注者は、配管設計業務に携わる技術者として、日本水道協会の配管設計講習会修了者、またはこれと同等の能力と経験を有すると水道事業管理者が認める者を、業務計画書に履歴書及び写真を添付し監督員に提出するものとする。 1－29 再委託 5. (3)(2)は起案書により決裁を受けることとする。 決裁区分は、いわき市水道局職務権限規程第20条、別表2共通先決事項、2財務事項、(4)工事請負等関係、1工事請負、(6)請負契約(変更契約を含む)の締結に定める金額に準じる。 1－32 個人情報の取扱い 10. 管理体制の整備 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、~~第14条~~で示す業務計画書に記載するものとする。

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
共通仕様書	総則の運用 1－7、1－8 関係 (1)【1－2用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑦いずれかの項目に該当する技術者とする。 ① 総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門の「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」 ② 業務に該当する部門のRCCM以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「RCCM」 ③ 業務に該当する部門のRCCMの資格試験に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者 ④ 学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者 ⑤ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者 ⑥ 土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者 ⑦ 水道施設設計に関する経験を有する技術者 ※水道施設設計に関する経験を有する技術者とは、水道法施行令 第五条に規定する布設工事監督者の資格を有する者をいう。 1) 学校教育法による大学の土木工学、衛生工学及び水道工学、若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2) 学校教育法 による大学の土木工学、衛生工学及び水道工学に関する課程以外の課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有者 3) 学校教育法 による短期大学若しくは高等専門学校において土木工学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 4) 学校教育法 による高等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 5) 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2)配水池、調整池及びポンプ場設計とシールド及び浄水場設計に関する「同等の能力と経験を有する技術者」とは、技術士、RCCM資格における次の部門の資格保有者に限定する。 ①技術士 ア建設部門 イ上下水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕 ウ総合技術監理部門(選択科目を上記(ア～ウ) 各部門の選択科目とするものに限る) ②RCCM ア配水池、調整池及びポンプ場設計は「上水道及び工業用水道部門」 イシールド設計は「トンネル部門」	総則の運用 1－7、1－8 関係 (1)【1－2用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記①～⑧いずれかの項目に該当する技術者とする。ただし、配水池、調整池及びポンプ場設計に関しては、⑤、⑥、⑦を、シールド及び浄水場設計に関しては、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧を除く。 ① 次の技術部門または選択科目に該当する技術士 ア建設部門 イ上下水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕 ウ総合技術監理部門(選択科目を上記(ア～ウ) 各部門の選択科目とするものに限る) ② ①で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」 ③ RCCMの資格保有者 ただし、配水池、調整池、ポンプ場及び浄水場設計に関しては、「上水道及び工業用水道」部門に限る。また、シールド設計に関しては、「トンネル」部門に限る。 ④「RCCMの資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者 ⑤ 学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者 ⑥ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者 ⑦ 土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者 ⑧ 水道施設設計に関する経験を有する技術者 ※水道施設設計に関する経験を有する技術者とは、水道法施行令 第四条に規定する布設工事監督者の資格を有する者をいう。 1) 学校教育法による大学の土木工学、衛生工学及び水道工学、若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 2) 学校教育法 による大学の土木工学、衛生工学及び水道工学に関する課程以外の課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有者 3) 学校教育法 による短期大学若しくは高等専門学校において土木工学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 4) 学校教育法 による高等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 5) 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
	２－１１　環境配慮の条件 １．　受注者は、「環境型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。 ２．　受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。) に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第7条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。	２－１１　環境配慮の条件 １．　受注者は、「環境型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアル(自然素材、リサイクル資材等)の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。 ２．　受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。) に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。また、グリーン購入法第6条の規定による「国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

水道施設設計業務委託共通仕様書(令和5年6月1日) 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）

新（改定後）

当初 ・ 変更

技術者選任届

令和　年　月　日

いわき市水道事業管理者　様

受注者　住所

氏名

業務名					
業務場所					
契約日	令和　年　月　日				
主任技術者	測量業務	住所			
		氏名	印　（　年　月　日生）		
		法令免許		最終学歴	
		職歴		作業歴	
	地質調査業務	住所			
		氏名	印　（　年　月　日生）		
		法令免許		最終学歴	
		職歴		作業歴	
管理技術者	設計業務	住所			
		氏名	印　（　年　月　日生）		
		法令免許		最終学歴	
		職歴		作業歴	

確認欄　令和　年　月　日

課　係

監督員職氏名

係長

旧（現行）

当初 ・ 変更

技術者選任届

令和　年　月　日

いわき市水道事業管理者　様

受注者　住所

氏名

業務名					
業務場所					
契約日	令和　年　月　日				
主任技術者	測量業務	住所			
		氏名	印　（　年　月　日生）		
		法令免許		最終学歴	
		職歴		作業歴	
	地質調査業務	住所			
		氏名	印　（　年　月　日生）		
		法令免許		最終学歴	
		職歴		作業歴	
管理技術者	設計業務	住所			
		氏名	印　（　年　月　日生）		
		法令免許		最終学歴	
		職歴		作業歴	

確認欄　平成　年　月　日

課　係

監督員職氏名

係長

水道施設設計業務委託共通仕様書（令和5年6月1日） 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）

新（改定後）

第35号様式(1)(第52条関係)

工事完成物引渡書

年　月　日

発注者
いわき市水道事業管理者　様

受注者　住所

氏名

次のとおり業務委託が完成しましたので引渡します。

業務名		
業務場所		地内
業務数量		
契約工期	着手年月日	年　月　日
	完成年月日	年　月　日
完成年月日		年　月　日
請負金額		百万　千　円
検査年月日		年　月　日

上記工事物件を受領し、別紙工事完成物受領書を交付してよいか伺います。

契約不適合責任期間	引渡しを受けた日から　年　か月	引渡しの日	年　月　日

管理者	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

起案者　課　係 職氏名			記号番号　第　号
公印	施行	受付	交付　年　月　日
			起案　・　・　・
			決裁　・　・　・
			施行　・　・　・

旧（現行）

第35号様式(1)(第52条関係)

工事完成物引渡書

年　月　日

発注者
いわき市水道事業管理者　様

受注者　住所

氏名

次のとおり業務委託が完成しましたので引渡します。

業務名		
業務場所		地内
業務数量		
契約工期	着手年月日	年　月　日
	完成年月日	年　月　日
完成年月日		年　月　日
請負金額		百万　千　円
検査年月日		年　月　日

上記工事物件を受領し、別紙工事完成物受領書を交付してよいか伺います。

かし担保期間	引渡しを受けた日から　年　か月	引渡しの日	年　月　日

管理者	局長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

起案者　課　係 職氏名			記号番号　第　号
公印	施行	受付	交付　年　月　日
			起案　・　・　・
			決裁　・　・　・
			施行　・　・　・

水道施設設計業務委託共通仕様書(令和5年6月1日) 新旧対照表

改定項	新（改定後）	旧（現行）
	第20号様式（第30条関係） 作業工程表 令和　年　月　日提出 業務名 確認欄 監督員職氏名 年　月　日 工程 工事の種類 業務場所 請負金額 受注者 委託期間　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで 月　10　20	第20号様式（第30条関係） 作業工程表 令和　年　月　日提出 業務名 確認欄 監督員職氏名 年　月　日 工程 工事の種類 業務場所 請負金額 受注者 委託期間　令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで 月　10　20 係長